



## NEWS RELEASE

2019年9月13日

### 「認知症予防からのそなえ」軽度介護保障特約の販売開始について

フコクしんらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿8-17-1、社長：櫻井 健司）は、2019年10月2日より、「認知症予防からのそなえ」軽度介護保障特約を発売いたします。

認知症は、多くの人にとって誰もがなりうる身近なものとなっており、認知症の人の増加への取組みが大きな課題となっています。

そうした中、「共生<sup>\*1</sup>」と「予防<sup>\*2</sup>」を両輪とする「認知症施策推進大綱」が、2019年6月18日に関係閣僚会議で決定されました。

今回発売する「軽度介護保障特約」は、健康状態に関わらず2年ごとにお支払いする「予防・治療給付金」を有しており、認知症や要介護状態に対する予防対策としてご活用いただけます。

また、健常者と認知症の方との中間の状態である軽度認知障害（MCI）での給付（認知障害給付金）や、生命保険業界初となる、公的介護保険制度の要介護認定において最も軽い要支援1または2の認定での給付（要支援給付金）を有しており、早期発見や早期治療に向けた行動を後押しします。

さらに、認知症に対しては「予防→軽度認知障害（MCI）→認知症の発症」の段階ごとに、要介護状態に対しては「予防→要支援1・2→要介護1→要介護2以上に認定」の段階ごとに給付を有する充実した保障を備えているため、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることの一助としてお役立ていただけます。<sup>\*3</sup>

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品の提供に努めてまいります。

\*1：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味

\*2：「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

\*3：本特約と同時付加となる「介護保障定期保険特約」の保障内容を含みます。

#### <軽度介護保障特約の主な特徴>

- ①契約後2年ごとに、予防・治療給付金（※）をお支払いします。
  - ②はじめて認知障害（認知症または軽度認知障害（MCI））と診断確定されたとき、認知障害給付金（特約基準金額の5%）をお支払いします。
  - ③要支援1または2と認定されたとき、要支援給付金（特約基準金額の20%）をお支払いします。（要支援1段階でのお支払いは生命保険業界初（2019年8月当社調べ））
  - ④要介護1以上と認定されたとき、所定の要介護状態または所定の高度障害状態に該当されたとき、軽度介護給付金をお支払いします。（ただし、要支援給付金支払後は特約基準金額の80%）
- ※「予防・治療給付金」は、「生存給付金」の愛称です。

## 1. 開発背景

# 認知症は増加傾向にあり要介護認定の原因の第1位にある病気です

認知症は65歳以上において増加傾向にあります。

認知症は要介護認定の原因の第1位です。

2012年		2025年推計値	1位	
MCI※ (軽度認知障害)	認知症 発症者		認知症 発症者	認知症
約400万人	約462万人	約700万人	2位 脳血管疾患 (脳卒中)	16.6%
-	65歳以上の 7人に1人	65歳以上の 5人に1人	3位 高齢による衰弱	13.3%

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」  
(2016年) ※熊本県を除いたもの

65歳未満の若年性認知症発症者は、2012年時点で約4万人

※MCI (Mild Cognitive Impairment) とは認知機能 (記憶、決定、理由づけ、実行など) のうち1つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障がない状態です。

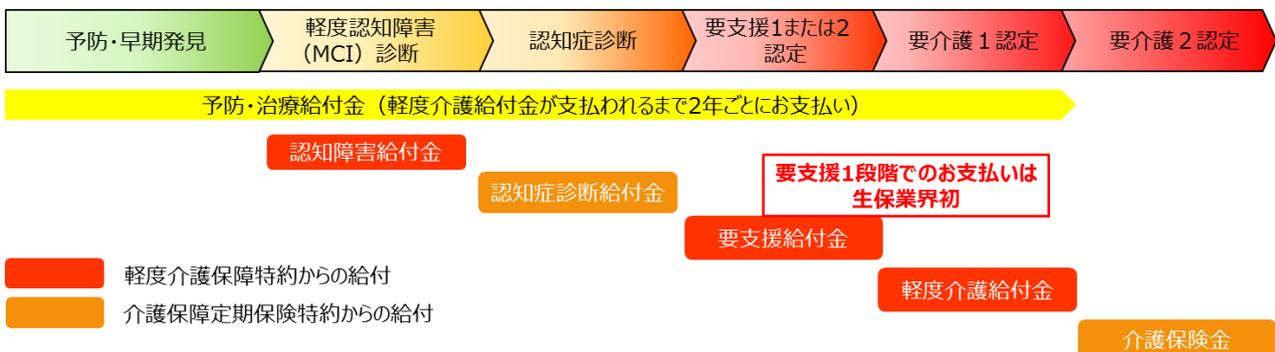
出典：認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) 2017年7月改訂版 (厚生労働省他)

## 軽度認知障害 (MCI) を予防・早期発見することが大切です



## 認知症や要介護の状態に合わせて段階的に給付可能な商品を開発

(給付金支払例) 認知症により要介護状態となった場合の一例



軽度認知障害から要介護2認定まで最大5段階の保障あり！

## 2. 軽度介護保障特約の商品内容

### (1) 仕組み図

<b>【ご契約例】</b>	
ご契約年齢：50歳	
保険期間・保険料払込期間：10年（予防・治療給付金：3万円）	
口座振替月額保険料：	
男性	4,879円 (定期保険 545円 + 介護保障定期保険特約 2,736円 + 軽度介護保障特約 1,598円)
女性	4,111円 (定期保険 386円 + 介護保障定期保険特約 2,108円 + 軽度介護保障特約 1,617円)

### しくみ図



<注1> 特約の責任開始期を含めて90日以内に初めて認知障害と診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。

<注2> 特約の責任開始期を含めて90日以内に初めて認知症に罹患していると診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。

### (2) 保障内容

お支払する給付金	お支払額	お支払する場合
認知障害給付金	特約基準金額の5%	被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定されたとき
要支援給付金	特約基準金額の20%	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度に基づく要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき

お支払する 給付金	お支払額	お支払する場合
軽度介護給付金	特約基準金額 の100% (ただし、要 支援給付金の 支払後は、特 約基準金額の 80%)	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度に基づく要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること ③所定の高度障害状態になられたとき
予防・治療給付金 ※	生存給付金額	被保険者がつぎの時に生存しているとき (1) 特約保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約日当日の前日の満了時 (2) 特約保険期間の満了時

(※) 予防・治療給付金は、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。

### (3) 取扱条件

項目	金融機関代理店	金融機関代理店以外の代理店
本特約を付加できる主契約	定期保険 解約返戻金抑制型医療保険	定期保険 解約返戻金抑制型医療保険 低解約返戻金型収入保障保険
特約保険期間・ 保険料払込期間	10、20、30年(満期時年齢85歳以下)	年満了：5、10、15、20、25、30年(満期時年齢85歳以下) 歳満了：55、60、65、70、75、80、85歳(5年以上40年以下)
契約年齢	20～70歳	
特約基準金額の 範囲	定期保険：100万円のみ 解約返戻金抑制型医療保険：50万円のみ	50～300万円 (10万円単位)
	※当社契約の軽度介護保障特約の特約基準金額を通算して300万円を限度とします。	
生存給付金額の 範囲	特約締結時に1、3、5万円より選択	
保険料払込方法 (回数)	月払、年払	月払、半年払、年払
	※主契約の保険料払込方法(回数)と同一とします。	
その他	「介護保障定期保険特約」の付加が必要となります。	

#### (4) お客さま向けサービス

# Active Brain CLUB

フコクしんらい生命版

軽度介護保障特約を付加いただいた契約者さま・被保険者さまには、認知症予防に向けて継続的に脳を鍛えるサービスをご提供いたします。株式会社NeJの川島隆太博士(兼東北大学教授)が開発した、認知機能の維持・向上を目指す脳トレサービス(スマホアプリおよび脳トレドリル)をご契約日から2年間無償でご利用いただけます。



脳トレアプリ

脳トレドリル

・このご案内は、2019年10月現在のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この資料は2019年10月2日より発売する商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては専用のパンフレット、「保険設計書(契約概要)」および「契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)」など当社所定の資料を必ずお読みください。また、ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。